

令和7年3月28日

神奈川県（横須賀市を除く）所在の
指定障害福祉サービス事業者
指定障害者支援施設
指定障害児通所支援事業者
指定障害児入所施設

御中

令和7年度福祉・介護職員等処遇改善計画書の提出について

本県の障がい福祉施策の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和7年4月、5月に福祉・介護職員等処遇改善加算を取得しようとする場合には、次により計画書の提出をお願いします。

1 対象事業所

横須賀市を除く神奈川県内に所在する指定障害福祉サービス事業所等で、令和7年度に処遇改善加算等を算定しようとする事業所

2 申請受付期間

(1) 令和7年4月、5月から算定する場合

令和7年4月1日（火）10：00～令和7年4月15日（火）23：59まで

(2) 令和7年6月以降から新規に算定する場合

取得する月の前々月末日23：59まで

3 提出方法

以下のweb申請フォームより計画書の提出をお願いします。

入力開始：令和7年4月1日（火）10：00～

web申請フォームURL：<https://shougai.kanafuku-sinsei.jp//>

4 その他

計画書を作成する際には、必ず以下の資料をお読みください。

・令和7年度福祉・介護職員等処遇改善計画書申請マニュアル

※障害福祉情報サービスかながわ(以下URL)に掲載しています。

URL：<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=15&id=70>

6 留意事項

- (1) 横須賀市に所在する事業所は、横須賀市への提出となります。提出方法や締切については横須賀市までご確認ください。
- (2) 処遇改善加算等を算定する場合（加算区分の変更または新規に取得する場合）は、計画書とは別に、各指定権者へ体制届の提出が必要となります。提出方法等については各指定権者からの案内をご確認ください。
- (3) 障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金を取得する場合は、処遇改善加算等の計画書とは別に、本補助金にかかる計画書の提出が必要となります。補助金にかかる計画書の提出方法については、以下URLに掲載しております「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金の申請について」をご確認ください。

URL : <https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=15&id=286>

7 問合せ

事業所所在地	提出先及び問合せ先
神奈川県所管域 横浜市（児・者） 川崎市 相模原市	<提出方法に関すること> 公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 処遇改善加算等事務局 電話： 045-681-8434 Eメール： shogu@kanafuku.jp 【受付期間】 <u>令和7年4月1日(火)10:00～</u> 【受付時間】 平日10:00～16:00 ・問合せ内容は、原則、令和7年度福祉・介護職員処遇改善計画書の提出に関するものとさせていただきます。
神奈川県全域	<制度全般に関すること> 厚生労働省相談窓口 電話：050-3733-0230 【受付時間】 9:00～18:00（土日含む）